

都道府県労働局のブロック化に反対する声明

- 1 内閣府の地方分権改革推進委員会「第2次勧告」（2008年12月8日公表）は、「国の出先機関の見直し」の一つとして、都道府県労働局につき、「現行の組織を廃止して、ブロック機関に集約し、地方厚生局と統合する」などとしている。
- 2 しかし、都道府県労働局は、個別労使紛争の調整、男女雇用機会均等法に基づく雇用均等業務や労働者派遣事業の指導監督など、重要な労働施策を最前線で担う機関であり、労働者にとって、もっとも使いやすい相談窓口となっており、企画室、雇用均等室をあわせ、総合労働相談件数は、年間100万件（電話相談を含む。）を超え、助言・指導、あっせん・調停などの制度も全国各地で幅広く利用されている。
- 3 特に雇用均等室は、男女雇用均等法、育児・介護休業法、パートタイム労働法等の施行機関であり、法律のもと相談援助を行い、労働者、とりわけ働く女性の権利救済を図る機関である。2007年度4月から施行されている改正男女雇用均等法では性差別禁止や紛争解決援助の範囲等が拡充されたが、それに伴って女性労働者等からの相談や紛争解決援助・調停の申立も大幅に増加しており、働く女性の権利の確保と雇用管理における法令遵守の実現のために雇用均等室の果たすべき役割はますます重要なものとなっている。
実際雇用均等室では、年間約9万件の相談を受け付けており、600件以上の個別紛争の解決を援助している。また、法違反に対する指導も1万5000件あまり行い、その9割が是正されるなど、働く者の権利を擁護し法に沿った雇用管理の実現に大きく貢献してきた。
もし、都道府県労働局が廃止されてブロック機関となり、企画室や雇用均等室も地方ブロック単位に統合されれば、各都道府県の窓口が廃止されることになり、それぞれのブロックごとに定められた他県の窓口まで相談に行かなければならないことになる。このように身近な相談窓口が無くなることは、就労関係において問題抱えることの多い労働弱者である女性労働者にとって、身近に権利救済を求めることが著しく困難になることを意味する。
- 4 近時、雇用情勢が急速に悪化し、違法な解雇などが急増しており、むしろ労働局などの機関の拡充強化が求められ現状にある。労働局及び雇用均等室のブロック化により、不安定な立場で働く非正規労働者及び女性労働者への援助機関へのアクセスが困難となれば、雇用主の法令遵守が弱まり事実上法が形骸化するという重大な弊害を招きかねない。
にもかかわらず、労働局のブロック化をすすめることは、政府の雇用政策に関する責任を放棄するものであるとの批判を免れないものである。
- 5 自由法曹団女性部は、これまでも憲法を守る運動や労働者・女性の権利擁護のために活動してきた。自由法曹団女性部は、都道府県労働局のブロック機関化に反対し、政府に対し、男女平等の実現と労働法令遵守のために国の責任を果たすよう強く求めるものである。

2009年（平成21年）3月10日

自由法曹団女性部
部長 倉内節子